

沼津市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和3年10月15日に、沼津市民2名により提出された沼津市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査した結果を、別紙のとおり公表する。

令和3年12月10日

沼津市監査委員 大川 正 博  
同 宇佐美 文 男  
同 片岡 章 一

## 沼津市職員措置請求に係る監査の結果について

### 1 請求の受理

本請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年10月15日これを受理した。

### 2 請求内容

#### (1) 請求の趣旨

高峯聡一郎沼津市副市長（以下「高峯副市長」という。）に対して、公務時間内に私用で公用車を使用したことに係る沼津市職員と高峯副市長の人件費相当分及び燃料費を含む公用車に係る費用相当分を返還させるよう措置を求める。

#### (2) 請求の理由

高峯副市長が私用により沼津市職員の運転する公用車を使用し、公務時間内に外出したことが違法不当である。

#### (3) 事実を証明するもの

ア 令和3年10月6日付け沼企生第178号公開質問状について（回答）

イ 令和3年10月14日付け沼企生第188号公開質問状（その2）について（回答）

### 3 監査の実施

#### (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年11月10日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

当日、請求人2名から請求の内容を補完する陳述が行われた。

新たな証拠として、令和3年11月4日付け沼企生第206号公開質問状（その3）について（回答）が提出されたが、本監査請求対象事項に関する新しい事実はなかった。

#### (2) 監査対象部署及び事情聴取

沼津市企画部政策企画課ほか4部署を監査対象とし、関係書類を提示させるとともに、次に掲げる関係職員から事情を聴取した。

ア 沼津市長

イ 高峯副市長

- ウ 沼津市教育長
- エ 沼津市企画部政策企画課長
- オ 沼津市企画部政策企画課秘書室長及び職員
- カ 沼津市企画部人事課長
- キ 沼津市財務部資産活用課長
- ク 沼津市会計管理者兼出納事務局長
- ケ 沼津市教育委員会事務局教育企画課長

### (3) 監査対象

(以下、全ての日付は令和3年である。)

監査請求の要旨は、請求書の内容、請求人提出の事実証明書等を勘案して、上記2(2)請求の理由のとおりとした。

また、監査対象事項は、以下の4項目として検討することとした。

- ア 高峯副市長が8月30日に請求人B氏(以下「B氏」という。)宅を訪問する目的は何であったか
- イ 訪問の際に菓子折を渡したことは、公務として相当な行為か
- ウ その際に沼津市職員の運転する公用車を使用したことは、適正であったか
- エ 請求の対象となっている、財務会計上の行為に係る一連の事務手続が、適正に行われているか

## 4 監査結果の決定

### (1) 監査対象部署の主張

ア 教育委員会と市長部局との業務の連携については、小・中学校統合における第二地区コミュニティ推進委員会との調整に関して、7月19日、市長から高峯副市長に対し、口頭により指示された。また、この件に関して、その後市長から教育長には、高峯副市長と調整を図りながら行うよう申し入れがあった。

イ 公用車については、沼津市自動車管理規則第2条で、第1種自動車及び第2種自動車の二種類が規定されている。第1種自動車は、運転士(手)の配置された自動車、及び総括車両管理者が指定する自動車、第2種自動車は第1種自動車以外の自動車と定義されており、今回の高峯副市長使用の公用車は第1種自動車に該当し、政策企画課秘書室が管理する副市長車である。

政策企画課秘書室が管理している公用車の運用は、特別職の特殊な勤務内容から効率的な公務を行うため、内規に則って、庁舎外での会議やイベント、更に出張や通勤の際の駅等への送迎などを必要に応じて行っており、重要な職責を担う市長・副市長がその職責を全うするために、また緊急時等において迅速かつ適切な行動がとれるよう、使用することが前提とされている。

ウ 8月30日の高峯副市長の行動については、県外の自宅からの出勤であったことから、沼津駅南口にて沼津市職員が運転する副市長車の迎えを受け、10時の沼津市役所内での公務までの間を利用し、高峯副市長の判断によりB氏宅に寄った。

エ 8月30日にB氏宅を訪問した目的は、第二地区コミュニティ推進委員会との今後の協議について意見を伺うことで、当日朝、関係者3名（請求人A氏、B氏ほか1名）に都合を確認したが、他の2名は都合がつかず、訪問したのは在宅しているB氏宅のみであった。

その際、私費で購入した菓子折（代金2,000円程度の品物）を渡すという私用を含むものであったが、用意していた菓子折はB氏に渡した1個であった。

オ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条には、職員の勤務時間について規定されているが、一般職の職員に適用されるもので、特別職である副市長には適用されない。したがって、副市長には拘束した勤務時間という概念がない。

カ 8月26日のB氏との出来事について、高峯副市長は同日のうちに、公務としての陳謝はB氏にしているという認識であり、8月30日に渡した菓子折は、第二地区コミュニティ推進委員会との今後の協議を円滑に行う謝意を込めたものであった。また、高峯副市長がB氏と対面するのは8月26日が2回目であった。

## (2) 認定した事実

### ア 地方自治法の解釈について

地方自治法第167条は、副知事及び副市町村長の職務について規定しており、第1項で「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。」とあり、第2項で「前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第一百五十三条第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する。」とある。

地方自治法第153条第1項は、長の事務の委任・臨時代理について規定しており、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。」とある。

本市においては、沼津市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則第2条で「教育委員会及び農業委員会との連絡調整に関する事務」等、高峯副市長の分担する事務が定められている。

高峯副市長がB氏宅を訪問した目的は、「(1)監査対象部署の主張エ」により第二地区コミュニティ推進委員会との今後の協議について意見を伺うことで、第二地区コミュニティ推進委員会との信頼関係を構築していくという市長の意向に

沿うものであり、上記の法律等に基づく職務分担の一環であることから公務と考えられる。

イ 副市長車と他の公用車との違いについて

副市長車は、沼津市自動車管理規則第3条により、資産活用課が管理する公用車と異なり、担当課である政策企画課秘書室が管理する公用車である。従って、その使用に当たっては、特別職の特殊な勤務内容から内規を定めており、8月30日の使用についてもその内規に基づいて使用している。

ウ 8月30日の副市長車の運行について

8月30日における高峯副市長の副市長車の使用については、県外の自宅からの出勤で、10時から沼津市役所内での公務があったことから、通勤における送迎での使用であり、その間にB氏宅に寄っている。

副市長車の自動車運行記録表を確認したところ、9時に沼津市役所を出発し、高峯副市長を出迎え、9時40分に沼津市役所に到着している。

エ 菓子折について

高峯副市長が持参した菓子折は私費で購入したものであり、公費での購入ではなかった。

オ 地方公務員法の解釈について

地方公務員法で、副市長は第3条第3項第1号に規定する特別職の地方公務員に該当し、第4条第2項で「この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。」としている。よって、一般職の地方公務員とは異なり、第24条に規定する勤務時間、第35条に規定する服務等に関する規定は適用されない。

カ 対象となる財務会計上の行為について

請求人が監査対象として主張している「高峯副市長が私用により沼津市職員の運転する公用車を使用し、公務時間内に外出したことが違法不当である」ことに関して支出された人件費及び公用車に係る費用については、「認定した事実ア」における公務に該当していることに加え、財務会計上の行為に係る一連の事務手続は適正に行われていた。

(3) 監査委員の判断

請求人と監査対象部署の主張、提示された資料及び認定した事実に基づいて、本件監査請求について、次のとおり判断する。

ア 請求の理由について

請求人は、「高峯副市長が私用により沼津市職員の運転する公用車を使用し、公務時間内に外出したことが違法不当である」と主張している。

そこで、高峯副市長がB氏宅を訪問した行為について、私用か公務かどうかを

検討するために、まず、その目的から判断することとした。

今回の8月30日に高峯副市長がB氏宅を訪問した目的は、①第二地区コミュニティ推進委員会との今後の協議について意見を伺うこと、②B氏へ謝意を示すことと推察される。

①の目的については、B氏以外の2名の役員にも連絡していたことが、請求人の陳述及び関係職員の事情聴取で、事実証明書の内容を補完する詳細な事実として確認された。

②の目的については、事実証明書、請求人の陳述及び関係職員の事情聴取で明らかとなった。

事実証明書においては、高峯副市長はお詫びと回答しているものの、事情聴取においては、B氏への第二地区コミュニティ推進委員会での働きや今後のことに対する謝意であり、公務としての謝罪は済んだとしている。

しかし、請求人の陳述及び関係職員の事情聴取をもとに改めて事実証明書の記載内容を整理してみると、8月26日にB氏と高峯副市長との間にトラブルがあったこと、8月30日の菓子折はB氏の分しか購入していないこと、B氏と高峯副市長との間には第二地区コミュニティ推進委員会以外で私的な関係が見いだせないこと、さらにB氏もお世話になったお礼を受け取るほどの間柄ではないと言っていることから、今回の行動は8月26日のトラブルが念頭にあって、その関係修復、ひいては第二地区コミュニティ推進委員会に関する信頼関係再構築という公務であると考えるのが相当である。

以上を踏まえると、訪問の主目的は公務であり、私費で購入した菓子折を持参したという点を主な根拠として公務性を否定することは妥当ではない。

#### イ 菓子折について

菓子折については公費での支出ではなく、高峯副市長が私費で購入していることから、今回の監査請求の対象ではない。また、渡した菓子折も金額的にも社会通念上儀礼の範囲を超えるものではない。さらに、第二地区コミュニティ推進委員会との信頼関係を構築していくうえで関係すると考えられる人物3名全てに用意していないことから、真意は8月26日にB氏に対応した件のお詫びによるものと推察され、不相当な行為とまではいえない。

#### ウ 財務会計上の行為について

請求対象となっている財務会計上の行為については、「認定した事実力」のとおりに、所要の経路を経由し、適正に行われていることが確認されており、違法性又は不当性は認められない。

## 5 結論

以上により、本件請求に係る沼津市職員の運転する公用車で、公務時間内に私用で

外出したことが、違法不当であるとする請求人の主張には理由がなく、支出された金額を返還させる措置の必要性は認められないものと判断し、本請求を棄却する。

## 6 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。高峯副市長の行った物品提供行為は不相当な行為とまではいえないが、外形上、市民に誤解を招く可能性もある。

今後においては、改めて市民全体の奉仕者として、公共の利益の増進を目指し、公正な職務を遂行すべき立場を十分に認識し、今回の反省を踏まえ、更なるその使命を自覚し、常に市民との信頼関係の構築を図り、業務に努めることを望むものである。